

一人で悩まず電話して
消費者ホットライン「188^{いやや}」

7月1日から消費者ホットライン「188（いやや）」がスタートしました。

「消費者ホットライン188」は、全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している最寄りの消費生活相談窓口につながります。また、土、日曜、祝日などで最寄りの窓口が開所していない場合は、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて、原則毎日ご利用いただけます。

全国的に消費者トラブルは増加傾向にあり、岐阜県の消費生活相談件数も2013年度以降増加傾向にあります。ところで、その「消費者トラブル」って何でしょう。

▼「無料で点検しますよ」と突然業者が訪問。「水漏れしている」「家の基礎部分に亀裂がある」などと不安をあおられ、その場で高額な契約をしてしまった。

▼一人暮らしの高齢の母がいる実家に久しぶりに帰省したら、高級羽毛布団や健康食品が山積みになっていた。

▼新聞購読の勧誘員に「いつでもやめられる」と言われたので、1年後から1年間の購読契約をし、景品を受け取った。最近新聞が届くようになって、一年前の契約を思い出したが、支払いができないのでやめたいと申し出たところ、キャンセル料がいると言われた。

▼「無料アダルトサイト」とあったのでクリックしたら、「登録完了」となり、料金請求画面になった。

その他「送りつけ商法」「劇場型勧誘」「利殖商法」「マルチ商法」などなど、消費者が受ける商品やサービスに関するお困りごとを「消費者トラブル」といいます。

昨年度、県に寄せられた相談のうち、約9割が電話によるものでした。「おかしい」「困った」と思ったら、一人で悩まず「188（いやや）」にお電話ください。

188（いやや）泣き寝入り！

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。

（開設時間：平日8：30～17：00）

土曜日は電話相談（9：00～17：00）のみ受付

消費者ホットライン 188（いやや）

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。

H27. 7. 23 岐阜新聞